

## 規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入		
担当部局	警察庁交通局運転免許課		
評価実施時期	平成27年3月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>認知症に該当した者は運転免許(以下「免許」という。)の取消し等の対象とされている一方、平成25年中の75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故(第1当事者が原動機付自転車以上のものに限る。)の3割以上が認知症のおそれがある者又は認知機能が低下しているおそれがある者によるものであるほか、認知症の疑いがある者による高速道路逆走事案等の重大事案が後を絶たない。認知機能は3年を待たずに低下する可能性があるが、現行制度では、75歳以上の免許保有者は、運転免許証(以下「免許証」という。)の有効期間の更新に際して3年に1度認知機能検査を受け、その結果に基づき高齢者講習を受講することとなっているにすぎず、認知機能の現状に応じた安全教育を実施することが困難となっている。</p> <p>そこで、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、75歳以上の免許保有者が、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対し、臨時的認知機能検査(以下「臨時認知機能検査」という。)を行うこととする(当該臨時認知機能検査を受けなかった者については、免許の取消し等の対象とすることとする。)。また、公安委員会は、臨時認知機能検査を受けた者が一定の基準に該当した場合には、臨時の講習(以下「臨時高齢者講習」という。)を行うこととする(当該臨時高齢者講習を受けなかった者については、免許の取消し等の対象とすることとする。))。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	現行の道路交通法第90条第1項第1号の2(免許の拒否等)、第97条の2第1項第3号及び第5号(特定失効者及び特定取消処分者に係る認知機能検査)、第101条の4第2項(免許証の有効期間の更新に係る認知機能検査)、第102条(臨時適性検査)、第103条第1項第1号の2(免許の取消し等)、第104条の2の3(臨時適性検査に係る取消し等)、第106条の2(仮免許の取消し等)並びに第108条の2第1項第12号(高齢者講習)	
想定される代替案	75歳以上の免許保有者であって、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたものについて、任意に認知機能検査の受検や高齢者講習の受講、運転適性相談を受けることを勧奨する。		
規制の費用	<b>各要素の費用</b>		<b>代替案の場合</b>
	(遵守費用)	臨時認知機能検査・臨時高齢者講習を受ける法的義務が課されることとなり、金銭的負担が生じるなど、新たな遵守費用が生じる。	法的義務が課されるものではないため、遵守費用は想定されない。
	(行政費用)	現行制度と一連の体系を成すもの等であり、新たに生じる行政費用は限定的である。	現行の活動を通じて行えばよく、新たに生じる行政費用は限定的である。
	(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	<b>各要素の便益</b>		<b>代替案の場合</b>
	適時・適切に安全運転支援等を講ずることにより、認知症又は認知機能の低下に起因する交通事故を未然に防ぐことが可能となる。		任意に協力を求めるのみでは、適時・適切な安全教育の実施は期待できず、認知症又は認知機能の低下に起因する交通事故を未然に防ぐことは困難である。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、費用の面では、臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の対象者に対する金銭的負担等の遵守費用が生じるものの、新たに生じる行政費用は限定的である。一方、便益の面では、認知症や認知機能の低下に起因する交通事故を未然に防ぐ効果が期待できるところであり、費用以上の便益があるものと評価することができる。また、改正案と代替案を比較すると、費用の面では、代替案よりも改正案の方が負担が生じるが、便益の面では代替案よりも改正案の方が、認知症や認知機能の低下に起因する交通事故を未然に防ぐ効果が期待されることから、費用負担が生じることを勧奨しても改正案による便益の方が大きいといえる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。		
有識者の見解その他関連事項	平成25年から2か年にわたり開催された「高齢者講習の在り方に関する調査研究委員会」(座長:石田敏郎早稲田大学人間科学学術院教授)において、高齢者講習制度の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成26年12月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、本規制を導入するべきである旨の言及がなされている。		
レビューを行う時期又は条件	本規制によってもなお認知症や認知機能の低下に起因する交通事故の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。		
備考			